

Go To トラベル事業



※本資料の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Go To トラベル事業の概要

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1／2相当額を支援。
- 支援額の内、①7割は旅行代金の割引に、②3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。
- 一人一泊あたり2万円が上限（日帰り旅行については、1万円が上限）。
- 連泊制限や利用回数の制限なし。

旅行代金の全体

自己負担額

支援額
(代金の2分の1相当額)

①旅行代金割引

支援額の7割
(35%)

②地域共通
クーポン

支援額の
3割
(15%)

【地域共通クーポン】

- 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。
(1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。)
- 支援額3割を地域共通クーポンとして利用者に配布。
- 地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、地域の店舗の参加・登録を呼びかけ。
- 事務局で一括発行し、旅行代理店や宿泊施設で配布。

①旅行代金割引と②地域共通クーポンが1セット

支援額の例

○具体的な利用イメージ

①1人で1泊2万円の場合

旅行代金/宿泊代金

20,000円

支援額

旅行代金の1/2相当額

10,000円

支援額の内訳

地域共通クーポン：3,000円

旅行代金割引：7,000円

(支援額上限は1人1泊2万円)

②1人で1泊5万円の場合

旅行代金/宿泊代金

50,000円

支援額

支援額上限は1人1泊

20,000円

支援額の内訳

地域共通クーポン：6,000円

旅行代金割引：14,000円

(旅行代金の1/2相当額は2万5千円)

2

割引対象となる旅行商品

宿泊旅行の場合

..... 割引対象範囲

個人旅行（家族旅行含む）

旅行代理店・
予約サイト経由で


宿泊施設に直接


（中小旅行業者含む）
（直販予約システム等）
※第三者機関が旅行者の
予約記録等を管理することが必要。

①宿泊（※）+交通機関等のセットプラン

宿泊+航空・鉄道・バス・旅客船・タクシー・高速道路等



+

高速道路



航空



鉄道



バス

旅客船

②宿泊のみ



+



割引対象外

航空

鉄道

タクシー

③宿泊に準ずるもの

クルーズ・夜行フェリー・寝台列車
※座席のみとみなされるものを除く

※高速道路料金のみや、交通機関のみは割引対象外。

（※個人で手配する交通は割引対象外）

団体旅行

旅行代理店・
予約サイト経由、
宿泊施設に直接



例①修学旅行



※宿泊施設が、宿泊サービスと交通サービスをセットで商品販売する場合は、原則として旅行業の登録が必要。3

例②職場旅行



割引対象となる旅行商品

日帰り旅行の場合

..... 割引対象範囲

- 往復の乗車券等の移動+**旅行先での消費となる**食事や観光体験等とのセットプランが対象。

個人旅行（家族旅行含む）・団体旅行

例：往復交通+a

旅行代理店・予約サイト経由で
（中小旅行業者含む）
（旅行業登録を受けた交通事業者が販売する場合を含む）

申し込み

往復乗車券 + 日帰り温泉券
+

往復乗船券 + 旅行先でのランチ
+

高速道路周遊バス + 体験型アクティビティ
+

高速バス往復 + いちご狩り
+

往復航空券 + 体験型アクティビティ
+

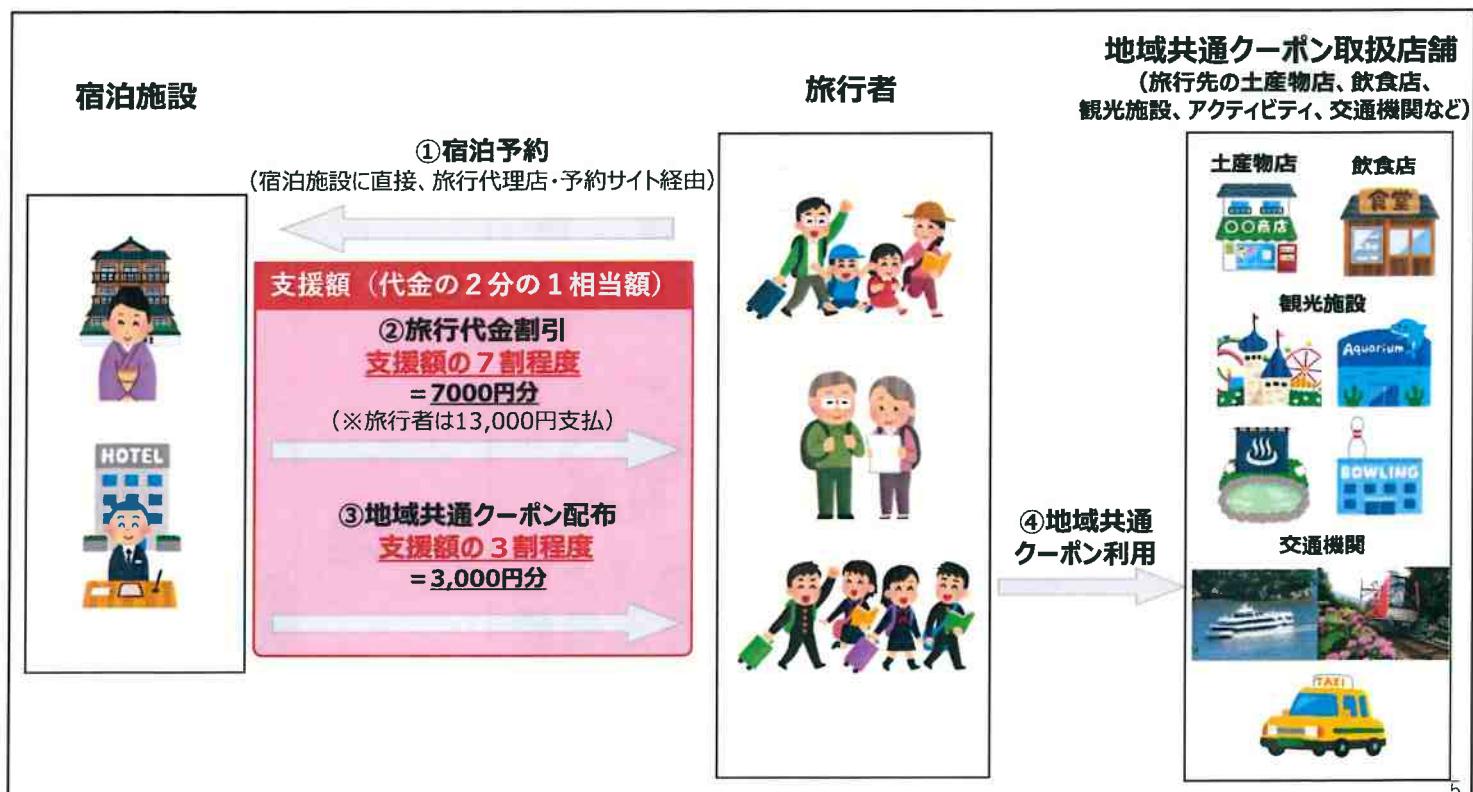
地域周遊きっぷ + うどん店めぐり券
+

※地域周遊きっぷは往復の乗車券等を組み合わせたものであることが必要。

4

旅行者による利用イメージ①

例) 1泊2食付き1人2万円の温泉旅館に宿泊する場合



5

旅行者による利用イメージ②

例) 2泊3日 1人10万円のツアー旅行（往復の交通費、宿泊費等込み）に参加する場合



6

旅行者による利用イメージ③

例) 1人3万円の日帰り旅行（往復の交通費+食事や観光体験等）に参加する場合



7

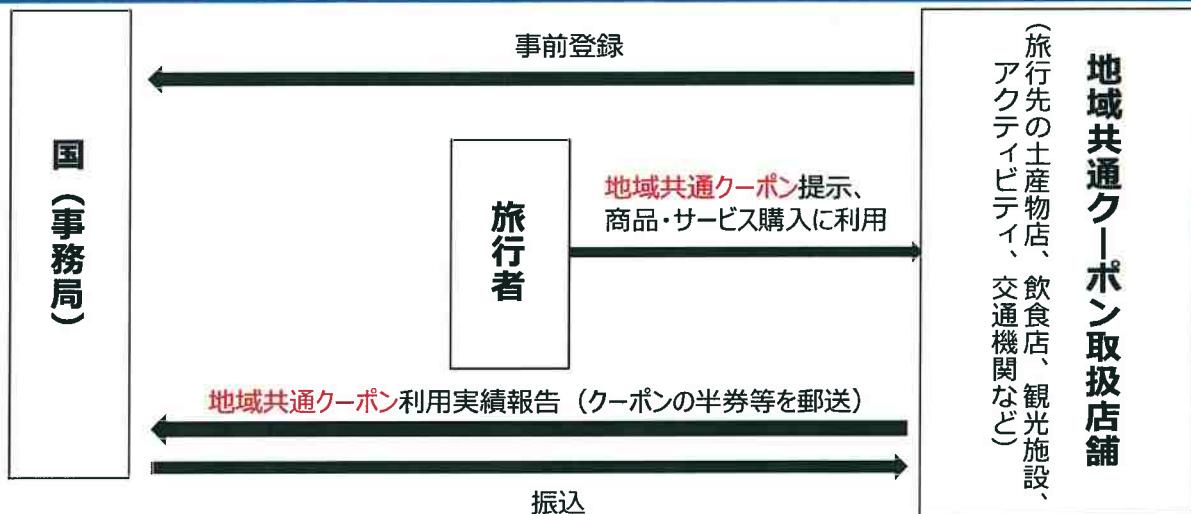
地域共通クーポンの概要

○ 地域共通クーポンについて

- ・地域共通クーポン付の本格実施日は9月1日以降で別途お知らせする日。
- ・お渡しする地域共通クーポンは、旅行代金の**15%**（代金の1／2相当額×3割）（※）。
※ 1枚1,000円単位で発行する商品券。お釣りなし。（1,000円未満の端数が生じる場合は四捨五入。端数が500円以上の場合は1000円のクーポンが付与。）
- ・旅行先の**都道府県 + 隣接都道府県**において、**旅行期間中**に限って使用可能。



地域共通クーポン取扱店舗における手続きの流れ



- クーポンの取扱店舗は、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など幅広い業種を対象とし、**全国津々浦々から広く募集**。
- 本制度の概要や登録手続きが地域の事業者の方に十分に御理解いただけるよう、**地域の観光協会や観光地域づくり法人(DMO)・商工会・商工会議所等を通じて、きめ細かく周知**（事務局においても、（オンライン）説明会の開催、問合せのための専用コールセンターの設置などにより、周知を実施）。
- 取扱店舗には、わかりやすい形で**ステッカー等を掲示**するとともに、取扱店舗の一覧をHPなどで周知。
- 取扱店舗から**クーポンの半券等の郵送**を受けた上で、あらかじめ登録された銀行口座へ補助金を**振り込む**等の形で精算することを想定。

地域共通クーポンの発行形態・券種

【①紙クーポン】

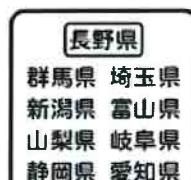
・発行券種：券種1,000円

【偽造防止対策】
隠し文字等

表面

【利用エリア】
旅行会社・宿泊事業者で
スタンプを押印

(例)宿泊地=長野県の場合



長野県
群馬県 埼玉県
新潟県 富山県
山梨県 岐阜県
静岡県 愛知県



【有効期間】
旅行会社・宿泊事業者で
記入orスタンプを押印

2020.11.3

【取扱店舗控】
取扱店舗で保管



【本券】
事務局に郵送して
精算

10

地域共通クーポンの発行形態・券種

【②電子クーポン】

・発行券種：券種1,000円、2,000円、5,000円

①受取ページへの
ログイン

②発行したい券種を選択

③クーポン発行

④取扱店舗のQRコード
読み取り



⑤店舗に提示し
決済確認

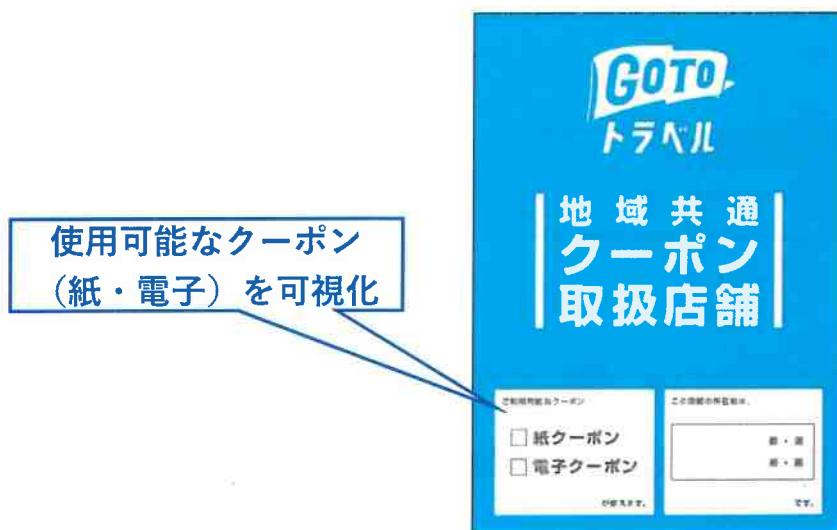
※取扱店舗においては、登録完了時に提供されるQRコードを置けば、特段の設備の用意は不要。

11

地域共通クーポンの利用可能店舗

- ・**地域共通クーポンの取扱店舗として、Go To トラベル事務局の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、交通機関、アクティビティ等を含む。）**
- ・**地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、店頭でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表により、旅行者にわかるよう可視化**

ステッカーのイメージ



12

地域共通クーポンの配布方法

旅行・宿泊商品の購入先	発行形態	旅行者に配布する主体
①旅行業者等	店頭販売	紙
	WEB販売等	紙 電子
②宿泊施設	紙	宿泊施設

※ 事務局は、旅行業者等や宿泊施設に対して、あらかじめ一定数の紙クーポンを発送。不足が見込まれる場合には、旅行業者等又は宿泊施設からの事前連絡に基づき、事務局から追加配送を行う。

※ **旅行業者等・宿泊施設**は、旅行者に紙クーポンを引き渡す前に、**有効期間及び利用エリアを事務局から配布するスタンプ等により記載**した上で、旅行予約ごとに、配布する**紙クーポンの裏面左下の券番号を記録・保管**するか、裏面右上の**QRコードを読み取り記録・保管**する必要がある。



13

地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

原則

- ・旅行業者等が旅行者に紙クーポンを配布（旅行代金精算時など）

旅行業者等



旅行者



※ 旅行の申込がキャンセルされた場合には、旅行業者等の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める
(仮に返還が行われない場合には、事務局は旅行業者等又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う)

14

地域共通クーポンの配布方法

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

WEB販売等

- i) 宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）

旅行業者等



宿泊施設



旅行者

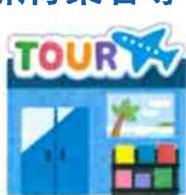


枚数等を伝え
宿泊施設に依頼



- ii) 電子クーポンを配布（旅行日当日）

旅行業者等



事務局



旅行者



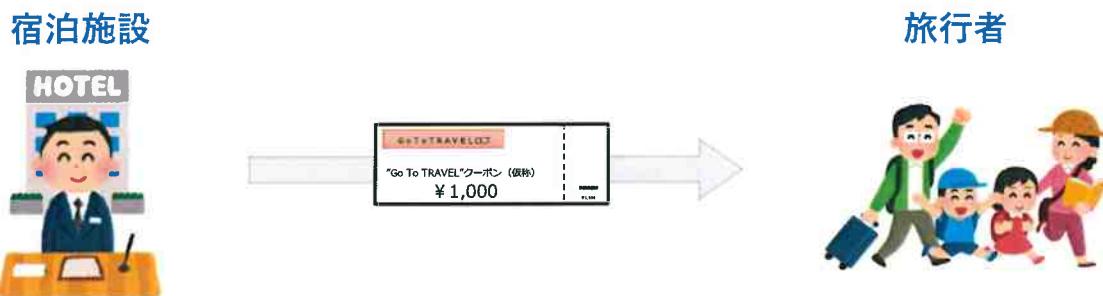
予約番号、宿泊日
宿泊施設名
等を伝達



15

②宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

宿泊施設が旅行者に紙クーポンを配布（チェックイン時）



※ チェックイン後に宿泊内容の変更等（例：滞在日数の短縮）があった場合であって地域共通クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポンの返還を求める
(仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う)

16

地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項（禁止事項）

地域共通クーポンと現金との交換



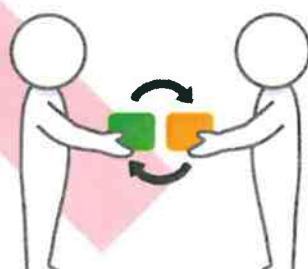
地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



17

フランチャイズ店・商店街・商業施設等における登録・精算

	取扱店舗の登録	クーポン券の精算
複数の店舗を持つ事業者	とりまとめて申請	とりまとめて請求
フランチャイズ店	原則 とりまとめて申請	とりまとめて請求 可能
商店街 ・ 大型商業施設等	商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて とりまとめて申請 可能	商店街を構成する事業者や商業施設のテナントなどについて とりまとめて請求 可能

- ※ 取扱店舗の登録申請のみをとりまとめ、精算の請求は個々の事業者毎としても構わない。
※ 事務局では、とりまとめに係る費用を負担しない。

18

問い合わせ先

Go To トラベル事業 コールセンター



0570-017-345

受付時間：10:00～19:00 年中無休

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-3548-0525

受付時間：10:00～17:00 土日祝・年末年始休み

Go To トラベル事務局公式サイト

▼ 事業者向けサイト

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

▼ 旅行者向けサイト

<https://goto.jata-net.or.jp/>

19